

天童市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

計画の概要

- 1 位置づけ: 新型インフルエンザ等対策特別措置法(令和6年4月改正)第8条の規定による市町村の行動計画
- 2 主な内容: 行政、関係機関、市民等が連携・協力し、本市が取り組むべき新型インフルエンザ等対策を項目別・時期別に応じた内容で記載
- 3 計画期間: 令和8年度から。なお、政府行動計画、山形県行動計画に変更が生じた場合に変更する。

【特措法上の「新型インフルエンザ等」の対象】

- ・新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ
- ・新型コロナ、再興型コロナ
- ・指定感染症(既知の感染症で重篤なもの)
- ・新感染症(未知の感染症で重篤なもの)

新型インフルエンザ等対策政府行動計画

(令和6年7月改正)

新型コロナ対応の経験を踏まえ抜本的に改正され、新型インフルエンザ等以外の呼吸器感染症も含め幅広く対応できるよう、記載を充実

- ・発生状況に応じて、「準備期」「初動期」「対応期」の3段階を設定し、特に「準備期」の取組みを充実
- ・新型コロナ対応で課題となった項目を中心に、13の対策項目を設定
- ・新型コロナのような複数の感染拡大の波が発生することを念頭に、各種対策を機動的に切替え

山形県新型インフルエンザ等対策行動計画

(令和7年10月改正)

- ・感染症法に基づき令和6年3月に改正した「山形県感染症予防計画」に定める医療分野の対策を反映し、平時から感染症発生・まん延時に備えた医療提供体制を構築
 - ・政府における「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」の改正の趣旨を踏まえ、取り組むべき対策を時期別・項目別に整理
- <対策推進にあたっての留意点>
- ・平時からの備えの充実(関係機関の連携強化、人材育成・訓練の実施、DXの推進、県民への普及啓発)
 - ・感染拡大時における、感染拡大防止と社会経済活動継続のバランスを踏まえた対策の切替え

計画の構成

【目的】 ○感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

○市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

【変更の概要】 今般の新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、これまで6段階に分かれていたフェーズを準備期、初動期、対応期の3段階に変更。また、新たな項目としてリスクコミュニケーション、保健、物資が加わり、本市の対応の見直しと体制を整備するもの。

【対策推進にあたっての留意点】

○平時からの備えの充実(関係機関の連携強化、人材育成・訓練の実施、DXの推進、市民への普及啓発など横断的視点を持った取組み)

○感染拡大時における、感染拡大防止と社会経済活動継続のバランスを踏まえた対策の切替え

【項目別・時期別の主な対策】

フェーズ 対策項目	準備期 (未発生の段階)	初動期 (国内外で新型インフルエンザ等疑いを 含めた初発事例が確認された段階)	対応期 (国内発生～拡大期)
①実施体制	●行動計画の策定及び業務継続計画の作成 ●人材育成・確保 ●平時からの実践的訓練及び関係機関との連携・体制整備	●連絡本部等の設置について、リスク評価に基づき検討 ●必要に応じて、人員体制の強化及び財源確保の検討 ●迅速な情報収集・体制の構築	●対策本部の設置 ●必要に応じて、派遣・応援への対応 ●必要に応じて、財源確保及び対策の実施
②情報提供・共有、 リスクコミュニケーション	●市民への情報提供・共有 ●発生時に備えた、情報提供・共有体制の整備	●科学的根拠に基づき、市民への迅速かつ一体的な情報提供・共有 ●可能な限り、双方向のコミュニケーション ●相談窓口等の設置	●相談窓口等の継続
③まん延防止	●発生時の対策強化に備えた、理解や準備の促進	●業務継続計画に基づく対応の準備 ●市内でのまん延防止対策の準備	●感染状況等に応じた、柔軟かつ機動的な対策の切り替え及び支援
④ワクチン	●接種体制の構築 ●DXの推進 ●住民への情報提供・共有	●速やかな接種開始のため、接種体制の構築及び調整	●接種の実施及び柔軟な運用が可能な体制の維持 ●健康被害救済制度について情報提供
⑤保健	●平時からの情報収集する体制の構築	●情報提供体制の構築	●県と協力し、健康観察及び生活支援
⑥物資	●必要な感染症対策物資等を確保		
⑦市民生活及び市民経済の安定の確保	●市民生活及び社会経済活動の安定確保のための体制及び環境整備 ●事業所や市民に対し、衛生用品や生活必需品等の備蓄の勧奨	●発生に備え、必要な対策の準備 ●遺体の火葬・安置対応の準備	●市民生活及び社会経済活動の安定を確保するために、必要な支援および対策を行う